

令和7年度徳島県職員メンタルヘルス対策相談事業企画提案募集要項

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度徳島県職員メンタルヘルス対策相談事業実施業務

(2) 業務の目的

近年、高度情報化、県民ニーズの多様化などにより、徳島県職員を取り巻く環境は大きく変化しており、ストレス等により心身に不調を来とし、長期の病気休暇、休職に至る職員が増加傾向にある。

こうした状況を踏まえ、徳島県職員およびその家族が、心理専門職やその他専門職へ気軽に相談できる窓口を設置することにより、早期に悩みや不安を解消して未病促進に努めるとともに、不調者への適切な対応により早期回復を図ることで、徳島県職員が心身ともに健康で安心して働くことができ、活力ある職場づくりを目的とする。

(3) 実施方法

本事業は、公募型プロポーザル方式により適切に事業を実施できる事業者を選定して、委託することにより実施する。

(4) 業務内容

「業務委託仕様書」(別添1)のとおり

(5) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

(6) 委託料の上限額

1,450千円(消費税及び地方消費税を含む)

2 参加要件等

(1) 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 仕様書に定める業務について、適正な執行体制を整え、十分な業務遂行能力を有すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。

ウ 徳島県物品等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てを行っていない又は申し立てがなされていない者及びこれらの手続き中でない者。

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

カ 特定の宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

キ 次に掲げる必要な要件を備えていること。

(ア) 次に掲げるいずれにも該当する者を配置することができること。

- a 心理カウンセリングに対応する者は、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、公認心理師、産業カウンセラー、保健師又は看護師のいずれかの資格を有し、同種の相談業務の業務経験5年以上を有し、かつ常勤で3年以上直接雇用されている者が複数名所属し相談対応を行う体制をとれること。
- b 必要により、(ア)項に付随して生活等に係る不安や悩みに応じ対応できる専門的知見を有している専門職(弁護士・税理士等)への相談ができること。また、必要なサービス機関を紹介できること。
- (イ) プライバシーマーク及び ISO27001を取得していること。
- (ウ) メンタルヘルス相談の専門機関として国(厚生労働省)が定めた登録基準を満たし、独立行政法人労働者健康福祉機構において登録・公表されている事業所であること。
- (エ) 入札公告日から過去5年間に於いて、本件と同様業務を3自治体以上と継続して3年以上の契約実績を有すること。

3 企画提案参加資格審査申請書の受付について

企画提案への参加を希望する者は、企画提案参加資格審査申請書(様式第1号)に必要な書類を添付の上、3(2)まで提出すること。

県は、企画提案参加資格審査申請書に基づき審査を行い、その結果を申請者へ通知する。

(1) 受付期間

令和7年3月12日(水)から3月19日(水)までの平日9時から17時まで(ただし、3月19日は、正午までとする。)

(2) 受付場所

徳島県企画総務部職員厚生課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1

電話番号 088-621-2047

ファクシミリ番号 088-621-2826

電子メールアドレス syokuinkouseika@pref.tokushima.lg.jp

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便若しくは配達証明)とする。

持参する場合は、3(2)まで電話により連絡してから来庁すること。

4 企画提案書の受付について

参加資格を有すると認められた者は、企画提案書(様式第2号)に必要な書類を添付の上、3(2)まで提出すること。

(1) 提出部数

4部(袋とじ又はファイリングしているもの)

(2) 提出期限

令和7年3月25日(火)17時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵便書留若しくは配達証明)とする。

持参する場合は、3(2)まで電話により連絡してから来庁すること。

また、併せて、企画提案書一式のPDFデータを3(2)電子メールアドレスに送付の上、必ず、3(2)まで電話により連絡すること。

5 質問の受付

(1) 受付期限

質問は、企画提案書、仕様書及び手続きに限るものとし、令和7年3月24日(月)正午必着とする。

(2) 提出方法

質問は、質問書(様式第3号)により行うものとし、3(2)電子メール(件名を「令和7年度徳島県職員メンタルヘルス対策相談事業質問」とすること。)又はファクシミリにより提出するものとする。

電子メール又はファクシミリにより質問書を提出した場合は、必ず、3(2)まで電話により連絡すること。

(3) 質問に対する回答

電子メール又はファクシミリにより回答する。

6 応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となる。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 参加要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が委託料上限額以上であった場合
- オ 本要項に違反すると認められた場合
- カ 提案者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他不正な行為があったと県が認めた場合
- ク 提出期限までに4に定める企画提案書の提出がない場合

(2) その他

- ア 応募は1提案者につき1件とする。
- イ 書類の作成はA4縦版(片面印刷)横書きとし、フォントは11ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表、写真等を用いた補足資料を添付することができるが、できる限り簡潔なものとする。
- ウ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- エ 提出された企画提案書は、原則として、提出期限後の訂正、追加、差替及び再提出は認めない。
- オ 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- カ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- キ 委託業務により知り得た秘密は、他者に漏らさないこととする。

(3) その他

選定結果にかかわらず、応募にかかる全ての経費は、提案者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。

7 審査及び選定方法

(1) 選定方法

徳島県が別に設置する選定委員会において、書面による審査で最優秀提案者を選定する。

(2) 選定基準

選定委員会は「審査基準」(別添2)に基づき審査する。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、全ての企画提案者に文書で通知するとともに、最優秀提案者の名称等を県ホームページ上で公表する。なお、審査の経緯については公表しない。

8 契約締結

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議は、企画提案の内容を脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、7により順位づけられた上位の者から順に契約の締結の協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

9 その他

本事業の実施にあたっては、本事業実施要項、募集要項、委託契約書及び徳島県契約事務規則の他、別に定める規程等を遵守すること。